

ダイワのNISA取扱規定 新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
<p>第2条 取引口座 (省 略)</p> <p>2.～3. (省 略)</p> <p>4. ジュニアNISA口座を開設しているお客様の1月1日時点の年齢が20歳に達した場合、当該ジュニアNISA口座は、同年1月1日に租税特別措置法第37条の14第24項の規定に基づいて第1項のNISA口座に移行します。</p> <p>5.～6. (省 略)</p> <p>第11条 非課税管理勘定等終了時の取扱い 当社は、非課税管理勘定等終了時において、非課税上場株式等管理及び非課税累積投資約款に定める新たに設けられる非課税管理勘定等への移管の方法を除き、原則として終了時点で対象となる上場株式等を主口座へ払出します。なお、主口座に開設されている特定口座への受入れを選択する場合には、第10条第2項に定める払出し時の価格をもって当社所定の手続きにより特定口座へ受入れます。</p> <p>第12条の2 累積投資勘定での積立投資に係る手数料の取扱い (省 略)</p> <p>(1) 株式等の累積(積立)投資 ① 累積投資勘定で株式等の累積(積立)投資に係る売買を行うにあたって、総合取引約款第5章株式累積(積立)投資取引に規定する所定の手数料(委託手数料)については、上場有価証券等書面に記載の委託手数料をお支払いいただきます。なお、この委託手数料の上限は、約定代金の<u>1.25%</u>となります。</p> <p>② (省 略)</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>第15条 ジュニアNISA口座及び課税ジュニアNISA口座における留意事項 (1)～(2) (省 略)</p> <p>(3) 租税特別措置法第37条の14の2第5項に規定する災害等事由による返還等を行う場合、お客様は租税特別措置法施行令第25条の13の8第5項に定める手続きを行う必要があります。</p> <p>(4) ジュニアNISA口座を開設しているお客様が満20歳に達したことにより租税特別措置法第37条の14第24項の規定に基づいてNISA口座に自動的に移行する場合、ジュニアNISA</p>	<p>第2条 取引口座 (現行どおり)</p> <p>2.～3. (現行どおり)</p> <p>4. ジュニアNISA口座を開設しているお客様の1月1日時点の年齢が20歳に達した場合、当該ジュニアNISA口座は、同年1月1日に租税特別措置法第37条の14第33項の規定に基づいて第1項のNISA口座に移行します。</p> <p>5.～6. (現行どおり)</p> <p>第11条 非課税管理勘定等終了時の取扱い 当社は、非課税管理勘定等終了時において、非課税上場株式等管理及び非課税累積投資約款に定める新たに設けられる非課税管理勘定等への移管の方法を除き、原則として終了時点で対象となる上場株式等を主口座へ払出します。なお、主口座に特定口座を開設されている場合には、お客様より特定口座以外の口座への払出のお申し出がない限り、第10条第2項に定める払出し時の価格をもって特定口座へ受入れます。</p> <p>第12条の2 累積投資勘定での積立投資に係る手数料の取扱い (現行どおり)</p> <p>(1) 株式等の累積(積立)投資 ① 累積投資勘定で株式等の累積(積立)投資に係る売買を行うにあたって、総合取引約款第5章株式累積(積立)投資取引に規定する所定の手数料(委託手数料)については、上場有価証券等書面に記載の委託手数料をお支払いいただきます。なお、この委託手数料の上限は、約定代金の<u>1.265%</u>となります。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>第15条 ジュニアNISA口座及び課税ジュニアNISA口座における留意事項 (1)～(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 租税特別措置法第37条の14の2第5項に規定する災害等事由による返還等を行う場合、お客様は租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項に定める手続きを行う必要があります。</p> <p>(4) ジュニアNISA口座を開設しているお客様が満20歳に達したことにより租税特別措置法第37条の14第33項の規定に基づいてNISA口座に自動的に移行する場合、ジュニアNISA</p>

現行	改正
<p>SA口座で行っている積立投資は、NISA 口座において継続するものとします。</p> <p>(5) (省 略)</p>	<p>SA口座で行っている積立投資は、NISA 口座において継続するものとします。</p> <p>(5) (現行どおり)</p>
<p>第 17 条 規定の変更</p> <p>この規定は、法令の変更、監督官庁の指示又は日本証券業協会が定める諸規則の変更等、その他当社が必要と認めたときは、変更されることがあります。<u>なお、この規定の内容が変更され、お客様の従来の権利を制限したり新たな義務を課すことになる場合には、その変更事項をご通知させていただきます。また、上記にかかわらずその内容が軽微である場合には当社ホームページ等への掲載、又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告に代える場合があります。この場合、所定の期日までに異議のお申立てがないときは、ご同意いただいたものとして取扱います。</u></p>	<p>第 17 条 規定の変更</p> <p>この規定は、法令の変更、監督官庁の指示、又は日本証券業協会が定める諸規則の変更等、その他当社が必要と認めたときは、<u>民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、当社ホームページ等への掲載、又はその他相当の方法により周知します。</u></p>
<p>附則</p> <p>1. この規定は平成 30 年 6 月 18 日より適用されます。</p> <p>2. <u>株式ミニ投資にかかる権利等の取扱いについては、上記適用日以後も従前の規定に従います。</u></p>	<p>附則</p> <p>この規定は2020年4月1日より適用されます。</p> <p style="text-align: center;"><u>(削 除)</u></p>
以上	以上